

1963年3月7日(第6日目)

1. 開議並びに散会時該(午前10時21分~午後5時11分)

2. 出席議員は次のとおりである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真六	6番	仲村春果
7番	稻嶺正康	8番	石田英正	9番	安里安明
10番	又吉正弘	11番	石川繁	12番	大川昇
13番	伊佐真得	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波藏清次郎

3. 欠席議員はなし。

4. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席した者は次のとおりである。

市長 仲村春勝 助役 呉屋真徳 収入役 仲村春松
総務課長 松川正義 財政課長 当山全喜 経済課長 沢し安一
建設課長 桑江良徳 水道課長 奥里将俊

5. 本会議の書記は次のとおりである。

書記長 松川正義 書記 照屋毅、伊佐正義

6. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 一般質問

7. 会議の顛末

議長～出席議員17名であります。市町村自治法第53条の規定により、議会は成立致しました。よつて只今より(第6目)の会議を開きます。(午前10時21分)

議長～日程第1. 一般質問

議長～一般質問の進め方について、お語り致します。

議長～暫休憩致します。(午前10時22分)

議長～再開致します。(午前10時24分)

議長～では休憩中に申し合せたように3番議員から順序にすることに致します。尚、関連質問は質問者が終つてからやるように願います。

議長～3番議員より質問を願います。

3番～議会で再三問題になつた那覇市上水道の問題は如何に処理なされたかお伺いします。

市長～この問題については那覇市にも再三話しを申し上げてあります。那覇市においても、その問題を取り上げる処の特別委員会を設置して早めにその問題解決にあたりたいとの意向であります。色々の都合でその委員会が6月頃にしか組織出来ないと、本市と致しましては那覇市に対してどう云う事を要求するかと云うことを話し合つて例へば、那覇市が宜野湾から取つている水量が接収当時とは變つてほとんど全面敷水されている現状であり、これを最初の契約通りに6～4にしてもらいとか、或は全面取水によつて被害をこうむつて居る地域に対する補償等を一応資料としてまとめ、那覇市の委員会が出るまでには準備しておかねばならないので、これからその準備を進めたいと思つております。尚又土地の使用についても変更があり、個人所有地を通つている所もありますので、これを具体的に調査し、一応地主の方々からもはつきりした意向を聞いた上、こう云う資料が出来次第那覇市とも交渉をして行きたいと思つております。

3番～当局は準備をされると云うことではありますが、この問題は2ヶ年前から問題になつて居るし、これはあくまでも那覇市が受身で、本市が主導権をにぎらなければならないと思うが、如何ようにして那覇市を動し、それに応じさせる態勢をつくらせるかが問題であり、これに対して準備を備えるとのことであるが、その時期について。

市長～遅くても6月、那覇市の委員会が出来るまでには準備をしなければ出来ないと思っております。

今先の話のように陳情書には何を要求しているかばく然として、いわゆる土地を買い上げてもらいたいとのことか、或は被害があればどれだけの地域にどのような被害で、いくら要求するか等、具体的に要求がない。世話してもらおう立場にあるが、実際の要求をする地主は具体的な面は出してないので、それを一応聞いてまとめたい当局としても那覇市に対して何を要求して良いかわからないので、区長を通して準備をしておかないと要求は出来ないと思っております。

3番～この問題は当然知って居なければ出来ないと思う。陳情或は水の問題であります、市当局が根本的な問題として指導的な見解から考え問題を解決しなければ出来ないと思う。

那覇市から伊佐浜の水を分けて呉れとの問題とは別ではあります、政治的に解決するために、これをからまして解決すれば有利に立つて解決出来るのではないかと思っております。

この問題を切離して進めた場合には非常に問題は難しくなるのではないかと思いますが、市長としてどう云うお考えであるのか。

市長～これについては、問題が2つ起つておりますので、話し合は両方出て来ると思いますが、からますということは例えば、これを充分やれば、伊佐浜もやるとか、やらなければ伊佐浜もやらないと云うことであるのか。

3番～やる、やらんの問題ではなく、両方一諾にやれば解決方法としては良いと思うが、そうする意志があるかどうか。

市長～話しは一諾にも出来ませんが、からますと云う事が私には納得できないが。

3番～伊佐浜、宇地泊の問題は別々ではあります、同じ宜野湾市からの集水をする、この問題を同時に進める意志があるかどうか。

市長～はいあります。

議長～外に関連質問がなければ進行したいと思うが。

(異議なしと呼ぶ)

議長～では次に進めます。

3 番～水道公社との契約はどのように守られているか。

水道課長～現在までに給水を停止された事は全然ありません。それから特別に水道公社から移管された需要者の250柱(マーシー地域)であります。契約の中にうたわれている第5条のイ項で、当分の間4\$65仙の水道料金を値上げしないようになつておりますが、この問題を他の地区と同じく市の水道条例にもつて行くと打合せ、資料も提出し、陳情もしてあります。市の条例適用となると、非常にちゆうちよしております。しかしながら我々の過去1ヶ年の資料を出して、決して4\$65仙をオーバーしないように、市の条例を適用するよう努力しております。

3 番～今お願いしてあるとのことではありますが、契約を結ぶ場合対等で契約を結んだと思うが、契約の第4条の中に現在の会社の総てのと云うことがありますが、総ての使用者が、市に移管されているかどうか。

水道課長～マーシー地区の個人住宅が移管され、住宅公社の所は移管されておられません。

3 番～マーシー地区と云うことはないが。

水道課長～第4条はマーシー地区と云うことがうたわれております。

議 長～暫休憩致します。(午前10時47分)

議 長～再開致します。(午前10時58分)

議 長～18番議員の出席を報告する。

3 番～マーシー地区以外は市の施設が出来ると云われますが、2ヶ年前既に施設されているが、連結しないと云うことがどうかと思う。これが特定のものならともかく、民間人が大謝名、或は大山地区に直接水道公社の水を使用している。同じ民間地域で水道公社の水を使用しているのがありますが、施設のない処は施設を延長すると云う理由はわかりますが、その地域は2ヶ年前に施設もしてあるが、市に移管しない理由について。

市 長～そう云うのは、大謝名、宇地泊に数件あると思います。ちらばつて
いる需要家も栓数を調べて移管の申請をしてありますが、この分は
7月1日付で300余件に含まれています。それで何故行なはれな
かつ

かつたかと申しますと、実際に水道公社が経営をしております需要家でありますので、その移管に対しては再三交渉してありますが、定期的に今が移管の時期であると云うことであります。

議 長～暫休憩致します(午前11時2分)

議 長～再開致します(午前11時7分)

19番～去つた定例会においても要望申し上げましたが、一行政地域の中で2つの方法があることとはどうかと思ひますので、1員も早く市一円の方法でやつてもらいたいことを重ねて要望申し上げます。契約内容がどうなつてゐるか良くわかりませんが、先に配布された62年度の表を見た場合、マーシー地区の4月の場合に3,542,000ガロン。いわゆる受水量、親メーターに表われた水量だと思ひますが、さらにこれが調定量と云つた場合に4,523,000ガロン。これが増加したのであります。一般の場合、6,082,000ガロン。更に調定量が4,265,000ガロンと逆に減つておりますが、結局マーシー地区の場合逆にふえまして、その差が881,000ガロンとなりますが7月の場合1,060,000ガロンと差がありますが、その差の調整は水道公社との調整はどういうようになっておりますか。

水道課長～受水量と調定量に差がありますが、一般の方の受水量は親メーターの読みであります。調定量は各個人のメーターの読みを調定したその月の水量でございます。

マーシー地区の受水量は親メーターの読みであります。調定量は1件当り19,200ガロンの計算で使用なされている水量であります。公社の移管の契約の場合に、これを取り扱ふ場合は利益を生む。宜野湾市にやると云う事で1件の使用量が19,200ガロンとなつておりますが、実際計算した場合50仙位の利益を上げると云う事でありまして、親メーターで水代を請求された場合には全然赤字になつてしまうと云うことで、公社から親メーターを取り付けてはありますが、それによらないようにしてある。

19番～受水と調定がアンバランスの場合、どう云う面でやるか、受水量より調定が多くなるのは良いのですが、逆に8月みたいに受水量が調定量より多いときはどうなるか。多少の差はあると思うが、利益の差があるときはどうなりますか。

水道課長～受水量より調定が少ないと云う事は当然であります。マーシーの毎月の受水と調定とはそれが相当逆になつたり、受水量が多くなつたり、少くなくなつたりしてありますが、1ヶ年を通しての平均額を出した場合、調定して1件当りの使用水量負担で、それに対す

4 番～問6. 市商工会の設立が進められているが、市との関係について、又如何に保護育成を計るか、その具体的な方策。

市長～この問題は或一定の人で、全琉の統計上から見ますと、第3次産業の収入が、第1次第2次の収入より大きいのです。それでどれだけの客が入つて、どれだけのもうけがあるかと云うことは、同じ職人でもむつかしいと思います。
それから工サインの取上の場合はけん兵隊から前に申し入れしてありましたが、こういう場合は一応市長にも知らしてくれと、私の処に書類が来ますので、1件1件まわつてこう云うのを改善しなさいと、取り上げられるからと云つて係の方がまづ取り上げられないように注意しております。

4 番～銀行が市内の経済状態をはあくしています。不況のときは直に窓口で反映するようであります。こういう横の連携をもつことによつて経済の動きは充分はあく出来ると思つております。

市長～商工会は同業者の集りで、その商工業の進行のために、共々に進んで行く団体と思うが、商工業者は農業組合に次ぐ団体でありますので、その育成については、経済課の中に商工関係を担当する職員を置いて指導助言をして行きたいと思つております。
どういふことを業者が欲しがっているかは、商工会役員の方々にも話し合つて、これを出来るだけ育成して行きたいと思つております。今商工業者のために講座をもつておりますが、このようなことも、市として再々もちたいと思つております。

4 番～問7. 市内の第1次産業と第2次産業の所得状況はどうなつているか。又そのバランスを如何に保つて行くかその政策を問う。

市長～市内の第1次産業、第2次産業、第3次産業の所得の計算はむつかしいので、3つに分けての統計資料は得ておりませんが、課長の説明では、全琉の統計によりますと、第1次産業が年収159\$, 第2次産業が559\$, 第3次産業が789\$と第3次産業のサービス業が大きいようになつています。尚この政策と云いますと、もつとも低い第1次産業を引き上げるには、どうしたら良いかと、これは大きな問題であります。
1市町村で市長がどうするのだと云う事は出来ないが、今の所私の考へておりますのは、作った品物の販路を拡張してやると、尚生産コストを下げねばならないと考えられますが、これは良く云われる現在の沖縄では農村の改革や基本施設からやらねばいけないと云わ

これについて何故客が来ないかと云う事は、市長として何することも出来ないし、要するに業者の手腕にしかならないと思えます。規格については業者の代表も一諾になつて、この規格では無理だから、是非改めてもらふようにと云う事は軍にも申し入れたし、又政府の係官にも再三話しも致しました。軍相手のサービス業は今の処軍の方針が千変万化で、実に安定しない事業であります。最初は人目のつかない処に1ヶ所にまとめようとの方針であつたようだが、それから1級バー2級バーに変つて又Aサインに切り替え、場所的にも車の通り易い処で建物もブロックで客室も40名以上と、軍が案を示めたようではありますが、これが認可されるかどうか、決定されていないようではありますが、ぎせいを払はないようにやつてもらいたいと云う事を再三申し入れておりましたが、何んと云つても、これはこうしたいと云うことを知つていますが、業者でありますので、両方の連けいを保つて行きたいと考えております。

4 番～市長の誠意がなさすぎると思うが、私が施策の面で何んとか方法はなにかと云う事は、市長はそう云う突情を充分はあくして、苦境におちいる業者はどう云う原因でこゝろなつたか。例へば資金面になやんでいるのか、或はAサイン組合や業者に対して、市の保護育成と云う政策面から、或程保護育成の面を構想するなり、何れにしても基地経済によつて、大きく経済をかこつている処の業者の問題を心身なつて考えてもらいたい。

18 番～特に風俗営業、サービス業の苦境と云うものは、既に感じていますが、サービス業とは、沖縄人相手、軍人相手もあると思えますが人間は感情で動くところがあつてニュー普天間の所に赤はたが立つています。どういふ感じを受けているか知りませんが、米人はその辺に来ないと、そう云う関係で客の出入が悪いと云う風に聞いておりますが、そう云うことを聞かれたかどうか。若しそれによつて影響を及ぼすと云うことであれば、そのはたを外へもつて行くということも考えられるが。

市長～赤はたが立つているから米人はこないのか、そういうことは聞いておりません。自分の土地で自分のはたを立てているのを取つてのけようという事はどうにもなりませんので、又それがどの程度影響しているかは充分なる資料もありませんので、調査をしてからでないとどうすることも出来ないと思つております。

18 番～自分の土地で、はたを立てるのも自由ではありますが、若しそれが故にいくらかの影響があるということであれば、住民福祉の立場から関係者の方々と充分なる話し合をもつて善処すべきであると思えます。

合は解約も出来ると云う契約条項もあるようでありますので、今空いた処に郵政庁の方で良いという事であれば出来ると思っております。

18番～契約済か未契約であるのか。

市長～契約はされております。

18番～前の場合も契約されて、そのような結果になつたとの事ですが。

財政課長～郵便局となると、公共の建物で政府の好む処でなければならぬので、道路に面した処でなければならぬと云うことで、学校側の近くに官有地（並松街道）に未だ有地があります。

16番～市長の答弁が当を得ないように思われますが、契約条項の中にもあるから、それに違反したものは解約出来るとの事であるが、以前に前例として残っているが、交渉について自信があるかどうか。

市長～契約に違反した場合は解約出来ると思っております。又交渉についても自信があります。

議長～暫休憩致します（午後2時50分）

議長～再開致します（午後2時58分）

4番～郵便局問題は、あの地域一帯住民としては深談な問題であります。これを誘致することは非常に困難でありまして市長1人ではどうにもならないと思っておりますので、議会ともタイアップして交渉をしてもraitたい、本問題は重大な問題でありますので、早急に敷地の選定をして年度始めにこの問題をひっつけて政府に交渉してもらいたいことを要望致します。

4番～問5。Aサイン業者が最近不況にあえいでいるとのことだが、その実態はどうか。又市長はどのようにして打解策を講じて行くか問う。

市長～あえいでいる実態というのは具体的にどうあえいでいるかわかりませんが、客が少ないと云う事であるのか。新聞ではAサインの掘削が変ると云うので、現在やっている施設では出来ないの心配するようであります。尚Aサインを交付するようになってから未だ数ヶ月しかありませんが、既れに取り上げられたのが50件位あるようであります。現在11名余りしか残つてないと云う状態であります。

ないから法的に解約が出来なかつたのか。

財政課長～はいそうであります。

5 番～条例に基づかない賃貸借契約をしたために当局が必要な土地を使用することがせまられても、それが出来なかつた責任はどうしますか
それは正当の理由にはなり得ないと思うが。

議 長～暫休憩致します。(午後2時33分)

議 長～再開致します。(午後2時37分)

9 番～現在でも市有地の使用者が使用目的とそぐはなく、使用しているのは御存知の上であるのか。
あそこは住宅地として貸したと思うが、貸住宅を造つて貸しているのは御存知の上であるのか。
そのような貸住宅敷地を住宅敷地として取つておくことは考えられないが。

財政課長～前から議会にも陳情がありましたように、軍用地に相当取られて敷地に困つているのだとの事でありました。
都市計画にもある通り、住宅地としての目的でありますので、貸住宅は当然あたらないと思つております。

3 番～市有財産の管理面についてであります。道路計画もして、クイを打つてある処処にブロックのかべを造つてあるが、それについてどう処置するか。

財政課長～それは道路にかかつておりますならば、取りこわして道路にしなればならないと思つております。

3 番～知つていて勧告でも出されたか。

財政課長～未だやつておりません。

18 番～この問題は以前からありましたが、市が悪かつたと感じるわけであり。以前は解約して郵便局用地にするんだと云う意志があつたかどうか。敷地を選定してやるんだとの事でありましたが、これだけの敷地を確保する事が出来るかどうか。

市 長～出来ると思ひます。未だ場所の決定はしてありませんが、建物が立たない場所があるし、使用の目的に対し何ヶ月以内に履行しない場

先の仕事であると、一応排水をしてからやつた方が良いとのこと
排水は直ぐやるようになっております。

4 番～早急に実施すべく努力してもらいたいことを要望致します。

4 番～問4. 真栄原地内に予定していた郵便局誘致については如何に進めて来たか、実現の見透について。

市長～真栄原の郵便局誘致については、政府にも陳情してありますが、その後現年度の予算では説谷にも設置しなければ出来ないで、今度は見合せと云うことまでは聞いております。
その後誘致するには場所を決めて進めなければ出来ないと思つて、現在レストランになつている所を解約して誘致しようと思つたが、相手側が応じないのであつたことになつておりますが、その代替地を検討しておりますが、今の処ひ行場に入る側に用地はありますが、一部は個人有地になつておりますので交渉しております。

4 番～敷地を選定して、実現出来る見透しがあるかどうか。

市長～実施は本年度予算では出来ないが、努力すれば実現出来ると思つております。

5 番～解約するために努力されたが、相手側が応じなかつたとの事であり
ますが、これは財産の取得管理及び処分に関する条例に貸付期間中
でも、当局の都合で必要と認めるときは、何時でも解約を一方的
に解除する権利を保留するとなつておりますが、賃貸契約をした場
合、条例にある条文は相手側の契約書にもあるかどうか。

財政課長～条例にはそうなつておりますが、然し相務契約と云うますと、普
通民法上の取り扱いでなければいかなないと云うような考えで、一方
的な特権というようなものは折り込まれておりません。

5 番～今の折り込まれてないという説明は、財産取得管理及び処分に関す
る条例の第14条第1項の事項は相手側と取り交はした契約書には
ないというわけですか。

財政課長はいそつであります。

5 番～何故条例に明文化されているのに、条例に基づかないで賃貸契約を
しか、~~契約は~~も条例に基づいてなされるべきであると思うが、それを
なさなかつた理由があつたらその理由を御説明願います。
今の答弁の申に第14条の1号が加入されてないとのことであつた
が、解約を申し入れても相手側が応じなかつたと云うのは、条項が

れるが、今の処はそのような施設はありません。

その件について、規定を改正して現在のようちえんにも何んとか補助するよう話しましたが、義務教育の小中学校でも、校舎や備品が足りないので、それを充実してからでない、そこまでは手が延ばせないとの意向でありましたが、今後文教局とも良く話し合つて、善処して行きたいと思つております。

議長～暫休憩致します（午後零時45分）

議長～再開致します（午後2時10分）

議長～次は4番議員の質問を願います。

4番～問1については省略致します。

問2. 現行予算の執行状況の御説明を願います。

このプリントの執行状況から見ますと、才入の面で比較的簡易な面は実績の割合も上つていますが、問題になつた税金の徴収面が未だとの感じがします。才出でも事業費では低調の感じを受けます。

62年の年度末で75%の税金の執行といはれておりますが、年度未までの見透しはどうか。才出の事業費で低調なのはどんな原因があつたのか。

財政課長～税金の方が低調であるとの事ではありますが、努力することによつて成績を上げる事が出来ると思う。去年の75%より以上を上げようと思つております。今度は予算の場合でも調定に近いように認定されておりますので、課税すると財政課の職員は各部落に行つて徴収したいと考えております。

市長～自己財源で出来るのは進めて行つておりますが、大きな金額は政府補助による工事が大きいので、最近でしか補助の指令は来ておりませんので、原因は政府の指令が年度申半に多いと云うことで遅れている。

建設課長～約50%行つていると云う事になりますが、大きい金額のものは年度末で額が大きいため%は上つていません。

4番～100%目標にして、後余す処4ヶ月でありますので、目標を達成するよう努力してもらいたいことを要望致します。

4番～問3. 前に普天間区から路面の補装と歩道の陳情があつて、議会でも採択されたが、市長はこの問題を如何に進めて来たか。

市長～財源の関係で直ぐ補装は出来ないから一応補修をして置かうと云うので、ブルを入れて補修はした。補装になるとどうしても排水が真

率を上げると云うようになっておりますが、その面について検討されたことがあるかどうか。尚又機構改革と人事刷新について、年度内にどう施行されるか。

市長～本土研修されて申言された事務機械については、必要である分は購入して能率を向上しております。
機構改革については、どうしても予算がともないますので、年度内によく検討して、次年度に予算計上もして施行して行きたいと思っておりますが、具体的な案は未だ出来ておりません。

4番～令書をつくりあげるに、1定の期間内で何万という令書をつくるのに機械でやると、今の陣容で出来ると考えるが、事務機を導入する場合、どのように検討されたか。

議長～暫休憩致します(午後零時30分)

議長～再開致します(午後零時35分)

19番～機構改革について、現在は発表の段階ではないとのことですが、予算とも関連するので当然本議会あたりに機構の内容等も出して、次の予算編成の資料が得られると思うが、果して新年度の予算編成に間に合うかどうか。

市長～間に合せると思っております。

3番～問7.5市1町がようちえん設置に対し、政府補助がなされているが、宜野湾市に補助がない理由について問う。

市長～4市1町だと思ふ。ようちえんではなく託児所か保育所ではないかと思ひます。ようちえんの場合園児は満6才で、設置の規定、免許を所持した保母等の条件があつて、文教局の認可が入ります。
託児所、保育所は厚生局で見えています。話を聞くと保育所の設置は官公労、婦人部と教職員会の婦人部が主席に陳情して一応南部、中部、北部、両先島にモデルとして設置しようとの事でありまして。場所は那覇、コザ、名護、平良、石垣に設置されるようであります。

3番～現在市内にあるようちえんは、市、教育委員会いずれの管轄に属するか。年齢も5才～6才～7才とまちまちになつてゐるが、市にも昇格した以上ようちえん等の施設においても関心をもたれて子供の教育面にも力を入れるべきではないかと思ひますが、市長としてどうお考えになつておられるか。

市長～施設や保母の資格が文教局の規定通りに出来たら申請して補助もさ

らいたい。

3 番～問5. 市長在任中特にやりたいと思う事業とその財源について伺いたい

市長～第1に都市計画をやつて行きたい。こをやる前にどうしてもやらなければならないのが、土地測量の件。尚公共施設の面では現在建築中の消防庁舎建築。次は行政区の整備と役所機構の改革をしたい。各種産業の面については、農業と商工業がありますが、公営市場も市民によろこばれるような運営で農協とも提携して行きたい。農家の共同経営のモデルもつくりたい。これには金がかかりますので、政府補助でやれるものと、自己財源でやれるものと、又両方1諾にやるものがありますが、これ等の事業がスムーズに行うには、議会の皆様や市民の協力を得たいと思つております。

3 番～問6. 事務の簡素化と窓口のサービス。機構の改革に對して如何ように考えておられるか。

市長～これは2つ相反する性質をもちますが、各課長にも出来るだけ簡素化にし、充分なるサービスをしてもらうように話しております。仕事については各々感覚も違いますので、それについては、各課長をして説明させることに致します。機構改革については、市として早急にしたいと思ひますが、これは予算とも関連致しますので、これから案をねつて行きたいと思つております。又充分に機構を検討して人事の配置もしたいと思つております。

3 番～機構改革について窓口の問題も含まれると思うが、先の徴税面でも話しが出ておりましたが、市になつてから早急に改革しなけばならないと以前から要望しましたが、未だ改革の実施まで行つてないと云う事自体が色々の面に支障をきたすと思ひますので、早急に検討してもらいたいことを要望致します。

4 番～当初において1ヶ年の施政方針を打出すと云う事は、当然この1ヶ年において実施すると云う約束であると思うが、それで機構改革と人事刷新もうたわれております。既に年度末に近づいても、はつきりした線が得られないので、市長の基本的な考え方と年度内においてどのように進めて行くか。

事務の簡素化についても、職員の勤務形態が、不規則でないかと考えられるが、例えば、勤務中に運転手、消防等につくと、更正予算の審議の場合にも申し上げましたが、あたえられた業務に専念して市民にサービスして行くとうようなのを、中途で他の仕事にまわされると云うことは、市民に対するサービス面に大きな影響があると思ひます。本土においては人員を減して事務機械を取り入れて能

財政課長～法に規定されている以上、それに基づいてやらなければならないと思います。

条例通りの納期に実施したいと努力しております。

8 番～税の賦課については、色々の資料にもとづいて課税されると思いますが、中には高額課税であえいと聞かすが、63年度の諸税について、異議申立をしたのが何人位か、尚又実態調査が何人位か。

財政課長～そういう所までは行つてない。不当であると云う方は未だありません。然し前年より上つたので問い合わせに来たのは相当ある。件数は調べてないが、その方々は財政課に来て説明を聞いて、納得して帰っております。

8 番～書面による異議申立はないのか。

財政課長～ありません。

8 番～高いと云つて財政課に来たのは何人位か。尚又何税が一番多いか。

財政課長～特に多いのは市民税であります。年間所得の變動がありますので件数については後でお答え致します。

16 番～この問題は前々から議会で取り上げたのでありますが、業務分しよりの範囲内において可能かどうか。今人員の不足と云う印象を受けるが、現在の業務分しよりで今後も出来るかどうか。

財政課長～業務分しよりは各人何係と定めてありますが、税金の賦課徴収が大きな仕事であり、何係としても、1人ではどうにも出来ないので全部で処理するようにしております。
例えば令書の発行等も、現在の人員では出来ないもので、来年度当りからは陣容もまして充実したいと思っております。

16 番～職員の数とも関連致しますが、時間外もありましたし、議会からもその都度これで可能か、これで条例通り執行出来るかと聞かれたと思うが、市長として現在の陣容では充分なる成績を上げることが出来ると思っておりますか。

市長～先にも申し上げたように、今後よく検討して増員しなければ出来ない状態であれば、増員をして行きたいと思っております。

3 番～前の定例会の場合にも、充分出来るとのことであつたが、結果的にこのようになっていて、人員の不足などと云われますが、能率の事まで疑がわざるを得ないわけでありますので、今後よく検討しても

す。滞納の徴収も難しくなると云うことになり、税を収めなさいと云う事だけでは、滞納者の納税は良くなるので、条例通り出来ないと云うことであれば、陣容等も考えなければ出来ないと思うが然し要は年度末になつて納税者が負担過重にならないように、各月別の徴収がありますので、そのように守つてもらいたいことを要望致します。

10番～今先の説明では、人員不足で期限までに発行することが出来ないとのことですが、法の執行者が法に違反すると云う事になります。財政課では90時間余りの時間外勤務をやつても間に合す事が出来なかつたのか。

財政課長～時間外勤務は止む得ないので時間外をやる事と云う事で、徴税の場合でも所定の勤務時間内で、5時後にしか会えないと云つた場合に徴税吏員を超過させると、政府からの急を要する調査とか、又家屋の調査とか止む得ない時に使用しております。

10番～令書発行が期限までに出来ないと云ふ事は人員が足りない、時間外勤務をしてでもやらなければ出来ないと思うが、今後は条例通りの期限を守つてもらいたいことを要望致します。

18番～徴収を委任するとか、委託するとかは以前からの問題であります。徴収に行つたが本人に会えないとか、督促にもやらないとか、今までの徴収面で考えられないか。納税の市中銀行等に取り扱いさせるようなことを検討したことがあるかどうか。

財政課長～普通の営利事業とは性質が違いますので、色々と考えては見ましたが、方法の手段はあると思いますが、今の処具体的にどうすると云うようなことは考えておりません。

18番～都覇市においても税務所においても、委託して税の徴収はやられていたが、特に水道料金でも高い安いと云う前に滞納者が出ると金まわりも悪く諸掛金もかさむと云うことで、それをなくするため銀行等に徴収を委任することも考えられますが、今後よく検討してもらいたい。

5番～時間外勤務は止む得ない事情の場合にやるとの事ですが、賦課徴税の業務は一定の業務、一定の期間内にやらなければならないと義務づけられていますが、それが人員不足のため出来ないことと云うことは止む得ない事情ではないのか。

3 番～令書発行の日は役所から持つて行く日か、それとも相手にとどく日であるのか。
令書の発行は条例通り発行されているのか。

財政課長～そこまでは手がとどいておりません。

3 番～条例はなんのためにあるのか。毎月何税の納期があるようになっておりますが、1ヶ月の納期が遅れたら年度未になると、しわよせになつて来るが、これは当然滞納の原因になると思うが。

財政課長～条例は法的なものでありますが、先づ固定資産税の場合、4月1日から31日に徴収するよう定められていますが、今そこまで手がとどかないのが現状であります。市民税の場合資料の集取等も源泉徴収等の税務所で調査するのが8月でありますので、9月に入つてしか出来ない。

3 番～不可能であると、法が不必要となるが、実際に不可能かどうか。

財政課長～4月1日現在で賦課して、7月1日には取めさせなければならないと云う事にはなつております。そこまでもつて行くには陣容がととのえてないと云う事であります。

3 番～滞納に応じ年度未に行つても繰越があると云うのは、令書自態の発行が遅れているのが理由と思うが、市民税の令書発行を見ましても督促を出す時期は何時であるのか。

財政課長～今先申し上げたように賦課に追われています。条例通りに努力しているが、そこまで手がとどいてないのであります。

3 番～職員不足であるのか。それとも事務になれてないということか。

財政課長～固定資産税の令書発行を申し上げますと、第1期が1月1日から31日までと条例にはありますが、10月3日から10月20日。2期が12月8日から25日。3期が未だ出しておりませんが3月29日に納期を定めております。これは条例通りになつております。事業税は1期が2月13日から21日。2期が10月31日の予定をしております。

3 番～令書出すのが不明で、督促状を出すのもわからないと云う事になりますが、自から滞納処分も出来ないわけであり、督促状を出すのは納期から30日以内となつて、処分の方は指定期限から90日以後にややるとなつているが、督促も処分も出来ないと云う事になりま

水道課長～6ヶ月位であります。

5 番～最高の滞納額はどの位いか。(8,100 \$の内)

水道課長～資料はもっておりませんので後でお答え致します。

5 番～水道料金の徴収は税金の徴収と同じようにしか出来ないとの考え方がありますが、税金にしても区長制度の廃止で末端行政は委託制度でやっているが、職員に時間外勤務課~~送~~せしないで、他の第三者に委託して徴収させ、滞納を少くすると云う方法はとれないか。

水道課長～税金とか使用料、手数料等と云う公金の徴収は委任されたものでなければ、集金は不可能だと思います。現在の区長が税金をもつて来られると云う事は、徴税吏員ではなく個人から依頼されてもつて来たということ、委託制度については今の処考えておりません。

5 番～課長自から滞納の請求に行けない場合は、職員以外の第三者を代理人として督促に行かす事は妥当でないか。課長がその人を徴収に当らしても100%信頼を受けると云う人がいた場合この人がこれに応じた場合委託するか。

水道課長～その時の徴収は臨時的な徴収で、市長命令で可能だと思います。

5 番～可能な方法で滞納金を徴収すると云う考えはないか。職員以外の第三者に委託したことがあるか。

水道課長～ありません。

3 番～問4.賦課徴税の状況を市長はどう思うか。

市長～その面については成績がかんばしくない。毎年苦心しております。62年度の成績が73%。執行状況についても、随分下つているし、何とかして成績を上げようと思うが、それには機構、陣容によりますが、方法も充分検討しなければならないと思うが、手が足りないと思いますので、この面で研究して強化して行きたいと思っております。

3 番～市民税の2期の納期が12月1日から3月末までとなつておりますが、令書は何時発行されたか。

財政課長～令書発行は第1期が11月9日から26日まで。2期が1月31日発行で2月20日。3期が未だ出してありません。4月30日の予定であります。

3 番～期限内に取めたのはわずかで、中には6ヶ月分、7ヶ月分の滞納者があると聞くが、186件というのはどのような内容か。

水道課長～これは61年度が36件、62年度が150件、63年度が983件が未徴収であり、63年度8,147\$92仙が未徴収であります。

3 番～その処置はどうしているか。又何件給水停止をしてあるか。

水道課長～今までは手不足のため、それまでは出来なかつたが、今後はそういう面から徴収に力を入れて行きたいと思っております。

3 番～料金の徴収が出来なくて、滞納者が多いと云うのは、何にか理由があると思うが、その理由を検討したことがあるかどうか。

議長～12番の出席を報告します。

水道課長～集金は毎日まわっておりますが、今まではその月に集金に来なかつたと苦情がありました。今度は通知表を出して、料金と集金の目を知らせております。それでも出来なかつたと云う事で困っておりますが、今後は滞納整理係を置いて処置しようと思っております。

3 番～前にも問題になりましたが、集金が5時までのため、集金が出来ないと、土、日曜日等を時間外にやるようなことは検討されたことはないかどうか。

水道課長～土、日曜日、時間外等の方法も考えておりますが、公金の徴収は各種の法令により、公務員としてしぼられる何がありますので、これは他の会社等の集金とは違っております。

3 番～集金人の目的は何にか。勤務するのが目的か。それとも集金が目的か。

水道課長～集金するのが目的であります。公務員でありますので、一般の会社とは違います。

3 番～条例に特例をもうける必要があると思うが、どうすれば長期滞納者がなくなるかを念頭におかれてやつてもらいたい。

水道課長～再三研究会がありますので、そこでこの問題を十分に研究して、公営の水道事業がうまく行くように解決して行きたいと思っております。

5 番～長期滞納者とあるが、最高の期間はどの位いか。(186名の内1番長い期間はどの位いか)

① 証ひようや領収書等を出してもらつて、又配管工事はこちらの見積によつて色々調査もして、市の評価で買い上げております。
ころ云う地域の施設の買い上げという事は、特に申し上げてはありますが、その施設の工事が請負契約なされている場合は、契約書の写し、資材の購入に対しては証ひよう、請負制でない場合は、その本人が施行した精算額、年数に応じた原価償却をして、これを買上げております。

15番～水道料金についてであります。他市町村と比較してと云うことはなく、料金が低いと云う声が聞かれますが、安くする方法はないものか。

市長～他にもそう云う質問事項があつたと思いますが、同じ水道公社の水で、自己水源をもっている那覇市とは比較になりませんが、コザ市の場合、いわゆる事業と云うものは同じ施設をやつて給水栓数が多い程利益は上がりますので、本市の場合未だ出発初めで、その完成に一生懸命やつておりますが、これが年数を立てば安くなつて行くと思ひます。尚それよりも基本的に水道公社の水の原価については公社の水を買つている市町村が色々話し合つて何んとかして原価を明細にして、あまり原水の値段が高すぎると思うから一諸に検討してもらふよう申し入れてあります。
料金をどうしたら安くするかと云いますと、給水栓数をふやして、原価を安くする事によつて一般への小売りも安く出来ると思う。
市は幸に幹線が通つておりますので、普天間から1号線沿に、又上の方はひ行場の軍用地まで来ておりますので、そこから市の本線を引けるようになっております。

水道課長～参考までに水道料金を申し上げます。日本では1,000ガロン～18仙。沖縄の自己水源給水が1,000ガロン30仙。水道公社の受水で給水している市町村の平均が1,000ガロン73仙となつている。総体的に高いと思ひますが、これは水道公社の原水値が高いと、沖縄は本土に比べて色々給水資材が高いというわけで、各市町村の水道の原価計算にその資料を集めて検討しようとする事になつております。

3番～水道料金の長期滞納者が多いと聞くが、その対策は又その件数、金額を示してもらいたい。

市長～滞納者の状況を申し上げますと、61年度が98.22%。62年度が98.3%。63年度が79.83%である。前年度の件数にして186件で1,182\$64仙。これについては完全に徴収するよう努力しております。

金額を訂正すると云う事が今までの水道公社のやり方であります。それで先にも申し上げましたように、こういう不合理な点がありますので、これを早めにとんとか解決したいと云う事で、市の方でも要請してあります。

19番～こう云う契約内容は分りましたが、1ヶ年と云わずに水道公社との調定はその月その月取られますか。

水道課長～毎月毎月調定しております。件数でやつている。何件の何冊と公社へは報告しております。

19番～19,200ガロン件当りの使用量となつておりますが、実際の使用量のバランスは取られておりますか。それともオーバーしているのか。

水道課長～平均しますと20,000ガロン以上を使用しております。

19番～この19,200ガロンは水道公社の認めた数字であります。これより上まわる場合どうすると云う事があるか。

水道課長～ありません。

19番～結局いくら使用しても一応調定の線でうまい具合にやつて行くと云う事ですね。

議長～16番議員の出席を報告する。

4番～先程課長の説明で、施設買い上げの話がありましたが、市に移管される場合、その施設の買い上げになる部品があるとすれば、その施設の評価はどのようになされて実施するか。又買い上げる義務があるかどうか。

市長～義務と云うより、それをスムーズに運ぶために、施設されたものを取り護わさずそれを買い上げてやると云う事である。評価する場合は何インチパイプで、何年たつているからと云う計算がありますので、これによつてやります。

4番～今までに買い上げた事例がありますか。

水道課長～事例は1件あります。大謝名、宇地泊の施設の場合、2、3件の人達が水道公社に書類を申請してやるという事がございましたが、これは施設をしてありましたので、大謝名、宇地泊、大山も市の工事の進ちよくによつて契約をした処がござります。たしか2000\$余りの施設だつたと思つております。この買い上げの場合は一応向

れますが、最近政府の方から農業構造改造主旨大要と、経営者がその農業まで一語にしてのモデルの部落を設置しようとするので、本市の志真志をなにして、将来は各農家に普及し合理的な農業経営で各部落内で十分な生産を上げて見たいと思っております。

4 番～全琉的な所得状況はわかっておりますが、市内の農家の状況とか、第2次、第3次産業の状況がわからなければ、施策を立てるにも困難だと思ふが。

経済課長～第1次産業が他の産業に比べて、いちぢるしく所得が低い、又生産コストが高いのだと云う事であるが、何故生産コストが高く生活が苦しいかと云う事は、先づ基本的の欠かんは経営が需細であると云う事と、最近キジが入りまして相当換金がありますが、従来は自家消費が主である。それから現在の生産従事者を考えた場合、基幹になる働き手はなく婦人が主であるため技術のしん透がむつかしく、関心がうすい。又需細農業のため単作農業が出来ないためコストが高くなる。経営面の欠かん、改善の点が充分わからない。計画的な生産が不可である。銀行が融資をしてくれない。只農協の信用貸し位である生産高の予想が困難で我々自体何がいくら作られているかわからない。そのため生産予想も出来ないわけでありまして。即ちいくら品物を作つていくらどこで販売すると云う計画も立て得ない。今後の農産物の市況の予想も出来ない、又共同出荷をしようとしても農協自身全然生産状況がわからない。天災が非常に多い、そのため生産予想も出来ない、機械農業が出来ない。むかし通りのクワやカマの農業しか出来ないで、農業がますます遅れて行くのではないかと思ふいます。技術的の欠かんは、かんがい施設がほとんどない、即ち雨が降らねば農業が出来ない。農道、排水が完備されてなく、これを成すには相当の経費が必要で議会の協力がなければ到底出来ない、又農家の自覚が足りない、即ち世界で起つて居るのは、直に我々の処にもひびいて来るのであります。いわゆる貿易自由化と直ぐ身近に影響すると云う事でありまして、これに対して政府がどのような保護をするか、このような問題が未だ充分なされていない。キジの問題でも沖繩だけでは出来ず、本土政府の問題であると思ふわけでありまして。災害の補償、この補償がなされていない、この条件を排除して行くと、特産地、交番、耕地整理と云うものは、今の農家ではちよつとした土地の問題でも、直ぐ問題が生じてしまうと云う事で、農家をもつと自覚して載かなければならぬと思つております。これに対して、解決方法があるかと申しますと、3つの方法があると思ひます。今の現状を認めまして、農家が安心して農耕が出来よう、又生活の補償をすれば、2番目は農業人口を適正化して、今の農家人口を減らして、必要戸数の農家にして近代的な農業、農家

にすると云う事でありますが、そのときは、余つた人口はどうするかと云うことが問題になつて来ます。

3番目は一部協同的な農業、即ち今の境界を撤廃して機械を入れるようにする。1番の問題を実施するとしても、多くの立法が必要である。又多くの資金が必要であります。

2番も農業人口を減らして外の仕事をやりなさいと云う事は命令は出来ないし、又その保護政策が必要であるし、規則条例ももうけなければいけないと思う。

この3つの何からしても、これは立法と資金と云うのがなければ出来ない問題であり、政府の何んで国家的な事業で市町村なんかで出来る仕事ではないわけであります。

前議会でも申し上げましたように市町村には農政はない。いわゆる農村ではこうでなければできない、それでは政府がやるだけで良いかと云うことになりませんが、市町村で出来るのは、生産物を増加しなければいけないとか、そろするには地力の増進を図つて、生産量を高める、又ブタが少なくなつてブタ価が高くなつていると、これを今までのやり方を變えて多頭し畜するとか、は市町村で出来る問題で現在も取り上げてやつております。

19番～農村部落に対して、色々研究されていることに對し敬服します。

現在のままでしたらこのような結果しか生れて来ませんが、しかしあくまでも現状はそうであるから止む得ないと云うあきらめではなく、これを直ぐやるんだと云う事になしに、異なるとうのが土地の交換分合であります、これは一部では出来ると思う。

従来の住居感情で考えた場合、非常にむづかしいのは、当然であります。然しそのむづかしい事をより説得させて、その方向にもつて行くのが指導であると思ひます。例えば一部落の集りが悪いんだと集らないから仕方がないのだと云うことでは何時までも同じである集らないのを如何にして集めるかと努力するのも1つの指導者と思ひます。そのむづかしさも現状、習慣がそうだからと云うことになしにあくまでも土地の統合という事に努力されて、農業問題を簡決して下さるよ御要望申し上げます。

7番～軍用地の境界に金網を張つてあるが、ゲートを6ヶ所設置して農耕させるとの事でありましたが、3ヶ所のゲートの件はどうなつているか、尚又その時期についてお伺いします。

市長～6ヶ所のゲートを常時開けることが出来ないとうことは、人員が不足の點が原因で今出入の多い所は開けますが、5号線の上原、赤道の2ヶ所の方は午前午後と交後に開けるか未だはつきり決つておりません。

議長～暫休憩致します(午後3時45分)

議長～再開致します(午後3時54分)

議長～会期の延長についてお諮り致します。休憩中に話し合いがありましたように、本会期を後5日間延長したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本会期を3月18日までの5日間延長することに決定致します。

議長～只今定刻4時であります。後暫く時間延長したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、後暫く時間延長をすることに決定致します。

議長～では次は9番議員に質問を願います。

9番～問1.最近日米政府より多額の援助金があると聞きますが、宣野湾市として特別に市財政その他の援助受入計画がありましたら御説明願います。

市長～日米の援助については、現在政府の方でもその受入の準備で大わらわになつてゐるし、資料も集めてゐるようではありますが、現在宣野湾市として資料を提出してありますのは、建設課の都計の5ヶ年分の事業についての申請を出してあります。モデル農家、農業構成改良、これも申請してあります。2ヶ年位は準備で4ヶ年位のケースで施行されると思うが、このようなものから順序にやつて行かうと思つております。

9番～問2.ひ行場部隊より市へ毎月援助金があるとの事ですが、その金額は、又如何なる援助でありますか。

市長～援助金としては受けておりません。部隊の残飯やじんかいの処理を教育委員会が請負つておりますが、これの収入として毎月1000位入つて来ます。

9番～問3.従来市内の道路及び農道工事は如何なる方法で施行して居られ

ますかお伺いします。

建設課長～道路及び農道工事，その他小さい工事以外は，ほとんど請負業者にさせ，落札しない場合は随意契約によつてしたいと思う。
小さな工事は失対事業でやるという方法でやっております。

9 番～工事の個所ではありますが，これは区から申請によつてやつてい
るか。

建設課長～申請の場合もありますが，調査して必要という場合もあります。

9 番～問4．真栄原在の市有地について，管理状況を御説明願います。
(1) 土地使用情况
(2) 現在空地坪数
(3) その他契約内容

財政課長～使用目的は住宅並びに事業であります。

9 番～住宅として使用しているのが何件か，又事業として使用している
のが何件か。

財政課長～それまでは未だ調査してありません。

9 番～契約はどうか。

財政課長～契約をして建物が建つてな~~る~~が5ヶ所あります。その外未
だそのような手続もないと云うのも合せますと，372坪26あり
ます。

9 番～現在建物が建つてない所は外の人に貸してもらいたいとの要望があ
りますが。

財政課長～それは6ヶ月経過しても，尚建物が建ないと云うときは，解約す
ること出来る~~と云う契約がある~~と云うこと
出来ると思つてます。

9 番～そういう要望もありましたので，現在宅地に困つている方もおりま
すので，解約をして出来だけそういう方に貸してもらいたいことを
要望致します。

9 番～問5については省略致します。

9 番～問6. 水道事業について、次の項を御説明願います。

(1). については省略する。

(2). 計量器(メーター)が確実でないと思われるのがあると聞きますが、その訴えがありますか、ありましたらその説明を願います。

(3). 水道の故障が多いように思われますが、軍よりの購入水量(メーター)と市民の使用水量(メーター)との数量と金額は1ヶ月どの程度でありますか。

水道課長～メーターが不確実と云う風に申し出たものではありません。然しメーターがどんかんになりまして、確実水量を示めさないのがあります。そういうようなものは、検針係に見てもらつて新しいメーターと取り替えております。新しいメーターが間に合ない場合は、今までの実績を見て、どうしても8立方メートル以上使用してないという家てい用のメーターと取り替えると云う方法で、給水量を充分キアチして行きたいと思つております。

9 番～8立方メートルも使用しない家ていが、5.4\$も出したと云う事を聞きますが。

水道課長～8立方メートルを使用しない家ていが、5～\$も出したと云うことは、確実にそれだけ使用してメーターも指示を得ていますので、いくら使用しないと云つても使用したことにはしかならない。何故かと申しますと、メーターは古くなるに従つて、どんかんになると云う事があります。メーターがまわり過ぎるといふ事は到底あり得ないと思ひます。

市長～屋内工事で漏水があるのではないかと思うが。

議長～暫休憩致します(午後4時13分)

議長～再開致します(午後4時15分)

水道課長～問6の3項について、お手元に配布したプリントにある通り、62年度の1ヶ月分を記載してあります。

現在本郷市の給水率は66.6%であります。参考までに那覇市が56.8%、コザが76%、浦添村が64%、名護が72%となつております。

栓数が多くなるにつれて、実際の使用量と金になる水量との差は広がる傾向にあります。出来だけあらゆる原因を調査して給水率を上げると云う事が水道の問題点であります。実際の漏水という事ははつきりした%を上げたことはありませんが、これは徴々たるものであると思つております。何故かと申しますと、需用家の方々も利こうになつて、タンクに少しづつ出してメーターもどんかんになつ

て来る。そういうわけで有効水量が表れて来ない。保管水量が多くなる程度であります。

それで予備メーターも沢山準備して、有効水量を出来るだけつかむようにしたいと考えております。しかしこの測定水量の使い方も私の処では実際検収した水量で、その中に有効水量は、消防用水とか実際水量はつかんでいるわけですが、それからメーターの端数の水量このような有効水量がありますが、那覇市等の56.0%となつて居るのは、そう云うような測定の出し方をしています。3立方メートル以下の使用水量は測定を出す場合、全部3立方メートルに計上する、そして料金対象となる水量はメーターが基本水量以下の場合には基本水量を云うと、こういう方法で測定水量を出して、受水量に対する率を出したのが普通云うパーセントであります。

このような計算で行くと、市の水量使用率も90%以上になつて行きますが、しかしそう云う方法はしないで、測定した水量をパーセントに出した方が、より確であると云うので、そのような方法でやっております。

9 番～水道工事について、導水管を浅く埋めたために被損して漏水が見受けられるが、これの修理について。

水道課長～そのような個所の補修に対しては、その都度修理しております。若しそのような場合には、直ぐ電話なりで連絡してもらおうよう御願申し上げます。

19 番～あまり水を使用しないが、メーターが上がつていたと云うことも聞きますが、那覇市当りにも、メーターの耐要年数は何年位か調べてもらいたい。

水道課長～メーターは3ヶ月間は使えるとのことではありますが、こう水でありますので、早くいたむと、市としても部品を購入して取り替えて行きたいと思っております。

16 番～市の水道料金はいくらか。

水道課長～3位だと思えます。

12 番～以前から水道の申し込みをしてあるが、未だに水道を引いてくれな
いとの事ではありますが、これはどういう関係か。

水道課長～水道は市民からの要望がある場合は可能な限り給水しております然しながら工事運営に対しては、予算のゆるす範囲内にしか出来ませんので、現在の処未だ給水してない所もありますが、今度の追加工事でやりたいと思っております。

18番～学校の水道の管理はどこがやつておりますか。ガランが直ぐいたんで、水が出ていますが、又学校建築の場合その水道を使用しておりますが、水道料金はとつておるかどうか。

水道課長～各学校にもメーターが取り付けてありますが、学校建築の場合でも水道を使用すれば、学校のメーターに表れて来ますが、料金の点については、良く分かりません。請負業者は学校に納めて使用しているのではないかと思います。管理の面については、当然校長が管理すべきであると思います。又ガランがこわれたまま放置されているということも学校当局の問題であると思っております。

議 長～暫休憩致します(午後4時30分)

議 長～再開致します(午後4時45分)

議 長～次は14番議員の質問を願います。

14番～問1. 都計の進ちよくに伴ひ隣村との合併問題についての所見。

市 長～都計の進ちよくは隣村と合併しなければ進められないと云う処までは来ておりません。合併については市昇格する前に向せら見えて、2、3回話し合いをもつた事があります。その後は何んともありません。合併することが良いかどうかと云うことになりますと、大事な問題でありますので、委員会でも組織して検討しなければならぬと思っております。市長として、合併した方がよいか、しない方がよいかとの断定は下せません。

14番～区長廃止に伴ひ行政事務の委託をなしているが、その執行情況について問う。

市 長～15番議員の問4にもありますが、今の処別に不都合は感じられません。

14番～問3. 4は省略致します。

問5. じんかい処理対策について、その所見。

市 長～此の前の条例制定で、じんかい処理については検討したと思ひますが、1ヶ所で処理することは困難でありますので、各業者に分散して責任をもたせてやつて行きたいと思っております。

議 長～次は15番議員の質問を願います。

15番～問1. 三権分立の原則により、現在の教育委員会制度は出来たと思われませんが、市長である貴方が教育委員も兼ることは、どちらか一方のぎせいになると考えますがいかがでしょうか。

市長～一国の統治では、司法、立法、行政と三権分立が原則となつておりますが、現在の区教育委員会の制度は教育委員は執行もするし、議決権もあります。特に市との関連は教育税の如き賦課徴収権も市長にありますので、地方自治の一般行政から教育行政だけを引きはなして執行するという事は、困難な点が多々生じて来ると思うのであります。従つて市町村長が教育委員として加わる事はプラスにはなつてもマイナスにはならないと思つております。

15番～問2. 教育二法は全教師をロボット化させる法案だと思いますが、教育委員の立場からどうお考えになりますか。

市長～この問題は只今立法院でも大事な問題として取り扱われている。又地方公務員法についても、教職員、地方公務員にしろ普通の労働者とは違う、こう云う職にあるものは、特別な取り扱い、例えば補償なりをすると云うことで、このような事が出たと思う。只問題な点はぎせいがどの程度のものか、ほんとうに人間の権利を全部なくしてしまうものであるのか。法を制定する立法院においても充分なる考慮がはられるのではないかと思つております。市町村会としても、この案については慎重に取り扱つてもらいたいことを要望してあります。

15番～問3. 農民の話によるととう度計（デフレクトメーター）がないために、ごまかされて相手の損失だと聞きますが、市で購入して各キジ作部落に貸付ける事は出来ませんか。出来なければその理由を御説明願います。

市長～是非必要であれば、部落単位でも購入することが出来ると思つております。只問題は計つても工場がはたして認めるかどうか。この辺に問題があると思いますが、その機具を購入して貸という事は出来ると思つております。

経済課長～補足説明を申し上げます。我々がもつている資料から申し上げますと、実際のとう底より工場の方が低くみられるではないかと思ひますが、去年の市の共進会の場合調べたのが、10月20日から1月10日までであります。その申調査が14件で、その平均が18.3度となつております。実際工場のものを見た場合、12月30日までのを、19.8度となつております。我々が実際計つたブリックスよりも上つている。

このブリックスは非常に不確実なもので

このブリックスは非常に不確実なもので、場所、根本、中、末端、節毎に異なります。実際に20度あるのを、18度に見る場合もありますが、確実に調べるには、皆圧さくして調べたらわかります。今のところ原料のうばいあい、かえつて農家の関心をとらうというのが現状であります。買って悪いということはありませんが、貸付の方法としても、又農機具補助でも出来ると思いますが、一応検討したいと思っております。

15番～問4.5については省略致します。

問6.貿易の自由化はほう止しなければ、ますますアメリカで国主義者の支配を強める結果になると思いますが、市長としてどう対処なされますか。

市長～私が申し上げるまでもなく、沖縄のような経済界の小さな、限られているような集りでは輸入品から生産して輸出品にいたるまで、総べて自由競争にもつて行くことは、良くないと思います。どうしても生活必需品とか、特にこの先のキジのような生産物については、住民の生活が安心して行けるようにするには、輸入品の規制とか、或は価格においても関税の処置、免税の処置でもつて、充分に保護して住民の生活に不安を来たさないようにすべきだと思ふところが、そうらからいつて市町村で出来る問題ではありませんので、全琉の住民が政府も立法院も一語になつて、この問題にあたらねば出来ないと思っております。

議長～暫休憩致します(午後5時9分)

議長～再開致します(午後5時10分)

15番～問8.9については省略致します。問7も省略します。

議長～次は19番議員の質問を願います。

19番～問1.2については省略致します。

19番～別の問題であります、市昇格してから早や1ヶ月になりましたので、市昇格一週年記念行事があると思ふが、これを記念して市のマークを制定するといったお考えはないかどうか。

市長～未だ考えておりません。

19番～是非実現させてもらうよう御要望申し上げ、私の質問は終ることに致します。

議 長～全日程終了致しましたので、これをもつて本日の会議を終ることに
致します。

尚、明日は午前10時より再開することに致します。

(散会 午後5時20分)